

議案第 4 2 号

山陽小野田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

山陽小野田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例

山陽小野田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成 2 5 年山陽小野田市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条の 2 第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第42号参考資料

山陽小野田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、山陽小野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職務権限に属する事務の一部を市長が管理し、及び執行することについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第24条の2第1項</u>の規定に基づき、山陽小野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職務権限に属する事務の一部を市長が管理し、及び執行することについて必要な事項を定めるものとする。</p>